

(別紙)

イベント事業等見直し検討基準

1 見直手順

- (1) 2の見直分類の各項目に照らし合わせて、該当する分類を洗い出す。
- (2) 該当する分類が一つの場合は、その分類を見直し案とする。
- (3) 該当する分類が複数ある場合は、最も適切な分類を見直し案とする。

2 見直分類

(1) 存 続

以下のいずれの分類にも該当しないイベント事業等は存続とし、現行どおり開催する。

(2) 縮 小

以下のいずれかの項目に該当すれば、規模や内容を見直し、人的、財政的関与の縮小を検討する。

- ① 類似するイベント事業等がある。
- ② 類似目的のイベント事業等がある。
- ③ 他に民間主催で類似したイベント事業等を開催している。
- ④ 初期の開催目的を一部達成している。

(3) 統 合

以下のいずれかの項目に該当すれば、複数のイベント事業等を一つに統合することを検討する。

- ① 類似イベント事業等がある。
- ② 類似目的のイベント事業等がある。

(4) 委 託

以下のいずれかの項目に該当すれば、任意団体へ事業委託を検討する。
なお、委託料等については別途検討する。

- ① 行政が事業主体でなければならない。
- ② 受け皿となり得る団体等がある。
- ③ 民間に任せた方が効率的でサービスの向上が見込める。

(5) 移 管

以下のいずれかの項目に該当すれば、任意団体へ実施主体の移管を検討する。

- ① 行政が実施主体でなくてもよい。
- ② 受け皿となり得る団体等がある。
- ③ 行政の手から離れることで、自主的な民間活動の活性化が期待できる。

(6) 撤 退

共催や実行委員会等に町が関与しているイベント事業等であり、以下のいずれかの項目に複数該当すれば、共催や実行委員会から撤退し、人的支援等の見直しを検討する。

なお、財政的支援については、補助金等を別途検討する。

- ① 受け皿となり得る団体や他のイベント事業等がある。
- ② 行政の手から離れることで、自主的な民間活動の活性化が期待できる。
- ③ 他の任意団体等の主催でありながら、諸事情により事務等を町で行ってきたが、団体等が育成され単体で開催できる。
- ④ 社会情勢の変化等により、初期の開催目的を達成している。
- ⑤ イベント事業等の対象者が限定的である。
- ⑥ 効果が不明であり、必要性が希薄である。
- ⑦ 町が関与する理由が希薄である。

(7) 廃 止

直営のイベント事業等であり、以下のいずれかの項目に複数該当すれば、廃止を検討する。

- ① 受け皿となり得る団体や他のイベント事業等がある。
- ② 特定のイベント事業等のみ、人的・財政的に支援しており、行政の公平性の観点から、不公平感がある。
- ③ 社会情勢の変化等により、初期の開催目的を達成している。
- ④ イベント事業等の対象者が限定的である。
- ⑤ 効果が不明であり、必要性が希薄である。
- ⑥ 町が開催する理由が希薄である。